

関連当事者取引等の状況について

(平成27年12月期)

(単位：千円)

氏名 又は名称	取引内容	取引金額	期末残高 (科目)	取引理由	取引条件 及びその 決定方法	取引条件及 びその決定 方法の妥当 性の見解	備 考
(株)エーエス	長期資産管理収入	137,693	14,128 (売掛金) 2,761 (立替金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	当社代表取締役中川智博関連
	AM委託報酬	33,025	6,858 (売掛金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	不動産仲介収入	784	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	不動産鑑定収入	400	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	設計工事収入	43	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	不動産賃貸原価	173,349	78,099 (未収入金) 930 (立替金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	長期資産管理原価	15,995	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	差入保証金	67,531	70,531 (差入保証金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	広告宣伝費	180	16 (前払費用)	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	(株)YT	不動産賃貸原価	5,088	119 (長期前払費用)	契約に基づく	(注)1	
差入保証金		—	17,333 (差入保証金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	

氏名 又は名称	取引内容	取引金額	期末残高 (科目)	取引理由	取引条件 及びその 決定方法	取引条件及 びその決定 方法の妥当 性の見解	備 考
㈱船橋	長期資産管理収入	3,049	252 (売掛金) 678 (立替金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	当社代表取締役中川智博関連
	不動産仲介収入	1,484	223 (売掛金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	
中川澄子	不動産賃貸原価	94	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	当社代表取締役中川智博関連
㈱シャンテ	不動産仲介収入	55	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	当社代表取締役中川智博関連
㈱松屋本店	長期資産管理収入	4,008	113 (売掛金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	当社子会社代表取締役倉橋良介関連
弁護士法人 リオ・パートナーズ	不動産賃貸収入	28,500	258 (立替金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	当社取締役南裕史が出資持分の過半を有する法人
	出向収入	591	—	契約に基づく	(注)2	(注)2	
	支払報酬・顧問料	9,960	—	契約に基づく	(注)2	(注)2	
	債権回収原価（弁護士報酬等）	3,507	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	不動産賃貸原価（弁護士報酬等）	12,749	637 (買掛金)	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	不動産仲介原価（弁護士報酬等）	15	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	
	長期資産管理原価（弁護士報酬等）	691	—	契約に基づく	(注)1	(注)1	

氏名 又は名称	取引内容	取引金額	期末残高 (科目)	取引理由	取引条件 及びその 決定方法	取引条件及 びその決定 方法の妥当 性の見解	備 考
司法書士法人 リオ・パートナース	不動産賃貸 収入	28,500	268 (立替金)	契約に基 づく	(注)1	(注)1	当社取締役 林秀樹が出 資持分の過 半を有する 法人
	出向収入	192	—	契約に基 づく	(注)2	(注)2	
	支払報酬・ 顧問料	1,539	—	契約に基 づく	(注)1	(注)1	
	長期資産管 理原価(報 酬等)	61	—	契約に基 づく	(注)1	(注)1	
	不動産賃貸 原価(報酬 等)	1,395	—	契約に基 づく	(注)1	(注)1	
	債権回収原 価(報酬 等)	82	—	契約に基 づく	(注)1	(注)1	
税理士法人 リオ・パートナース	不動産賃貸 収入	28,500	—	契約に基 づく	(注)1	(注)1	当社取締役 南裕史が出 資持分の過 半を有する 法人
	出向収入	14,200	—	契約に基 づく	(注)2	(注)2	
	支払報酬・ 顧問料等	1,800	—	契約に基 づく	(注)1	(注)1	
	役員・社員 出向料	560	—	契約に基 づく	(注)1	(注)1	

- (注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。特に問題なく妥当な取引と判断しております。
2. 出向収入については、東京弁護士会の弁護士業務改革委員会及び当社グループ外顧問弁護士との協議及び決定に基づき、当社と当該取引先双方において違法な利益分配とみなされないよう一定の割合による算出にて取引を行っております。特に問題なく妥当な取引と判断しております。尚、司法書士法人については平成27年2月末を以て全出向者を当該所属法人に転籍させ、弁護士法人、税理士法人については一定数の出向取引を従業員1名あたり原則1年間と期間の限度を設け継続しております。